

## 南魚沼郡市医師会定款施行規則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人南魚沼郡市医師会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）第9条及び第53条の定めるところにより必要な事項を定めるものとする。

### 第1章 入退会、異動及び会費

#### (入会申込書、異動報告書及び退会届出書)

第2条 定款第8条に基づく入会申込書、異動報告書及び退会届出書は、公益財団法人日本医師会（以下「日医」という。）、一般社団法人新潟県医師会（以下「県医師会」という。）の複写様式とする。

2 入会日の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 届出が1日から20日までの場合は、当月の1日入会とみなす。ただし、20日が休日等の場合は、その直前の平日の届出とみなし、当月の1日入会とする。

(2) 届出が21日以降の場合は、翌月の1日入会とみなす。ただし、本人の意向により、当月の1日入会とすることができる。

(3) 前2号に関わらず、前所属郡市区医師会の退会届出に継続して入会を希望する場合は、当月以前の継続月によることができるものとする。ただし、2月を超えて遡ることはできない。

3 退会日は、次の扱いとする。

(1) 届出のあった月の末日を原則とする。ただし、勤務等の異動のため予め提出した場合は、その異動日の前日の属する月とする。

(2) 死亡による場合は、死亡日を退会とする。

4 入会申込書等届出事項に異動を生じた場合は、新たに異動報告書を提出するものとする。

#### (入会金)

第3条 本会に入会または異動するA会員は、定款第9条に定める次の入会金を納入しなければならない。

(1) 入会金の額 300,000円

#### (会費)

第4条 会費は、均等割及び所得割の2本立てとする。

2 納入方法は年2回とし、納入通知書において納入する。

3 前期は7月末日まで、後期は12月25日までの指定した日を納期とする。ただし、中途入会の場合は、別表2により納入通知書に記載された日を納期と

する。

- 4 大学医学部を卒業し、3月卒業入会の場合は翌診年度から、卒業翌年度以降に入会した会員は、期間を年度単位としその年度からそれぞれ5年間の会費減免とする。

(均等割)

第5条 均等割は、次のとおりとする。

- (1) A会員 年額38,000円
  - (2) B会員 年額32,000円
  - (3) 自宅会員 年額15,000円(第7条の賦課金を含む)
- 2 会員2名以上の医療機関においては、会員数にかかわらず1人分とし、納期を除きその負担割合及び納入方法については各医療機関に委ねることができる。

(所得割)

第6条 所得割は、所得税の申告により決定した所得額により別表1の所得区分表のとおりとし、納入期限は、会費の納入通知書に記載のある日とする。ただし、中途入会者その他特別の事情がある場合は別表2によるものとする。

(負担金等)

第7条 生涯教育費の額は、次のとおりとし、全員に賦課する。

- (1) 6,000円/年
- 2 その他負担金の必要が生じたときは、定款第9条第2項による。

(会費の減免)

第8条 (当該年の4月1日において、年齢77歳以上の高齢会員は、所得割会費を免除する。削除：R4.7.21)

- 1 病気その他の理由により休業中の会員については、理事会の承認を得て、その一部または全部を免除することができる。
- 2 医師法に基づく研修医については、会費を免除するものとする。

## 第2章 役員を選任等

(役員選任等の細則)

第9条 定款第23条第1項並びに第2項に規定する理事、監事、会長、副会長及び第38条に規定する裁定委員の選任等は、選挙による。

- 2 県医師会の理事、代議員、予備代議員及び新潟県医師国民健康保険組合議員並びに日医予備代議員の各1名の選任については、それぞれの団体の規定に基づき選考する。
- 3 第1項に定める役員以外の役員については、理事会の決議を得て会長が委嘱する。

(選挙等の管理)

第10条 選挙は、当該実施前の選挙で当選した議長(以下「選任議長」という。)が管理する(以下「選挙管理者」という。)。ただし、議長不在の場合は監事がこれを代理する。

2 代理する選挙管理者の委員長は筆頭監事が、副委員長は次席監事が務めるものとする。

(告示)

第11条 選挙を実施する場合選挙管理者は、その投票日の15日前までに告示し、会員に周知しなければならない。

(選挙の執行)

第12条 第9条の役員は、候補者数が定数を上回る場合、直近の総会において選挙により決定する。

2 役員の立候補が定数を超えないときは選挙を行わず、前項の総会出席会員の同意により、当選人を確定することとする。

(立会人)

第13条 選挙に先立ち選挙管理者は、投票及び開票の公正を期すため、選挙立会人2人を総会出席者の中の候補者以外から指名しなければならない。ただし、出席者にその該当者が不在の時はこの限りでない。

(立候補)

第14条 第9条の役員の立候補は、様式1の「立候補届出書」により選挙告示による締切り日までに選挙管理者に届け出なければならない。

(推薦)

第15条 他人を候補者にしようとする場合は、様式2の「候補者推薦・承諾届出書」により選挙告示による締切り日前までに選挙管理者に届け出なければならない。

(辞退等)

第16条 第13条の届出の後、立候補を辞退する場合は、様式3の「立候補辞退届出書」により選挙を行う総会前までに選挙管理者に届け出なければならない。

2 前条の届出の後、推薦を取り下げの場合は、様式3の「候補辞退届出書」を添えて様式4の「候補者推薦取り下げ届出書」により、選挙を行う総会前までに選挙管理者に届け出なければならない。

(選考委員会)

第17条 候補者の届出がないときは、選挙管理者は会長にその旨を連絡し、会長は選考委員会を設けて選出し、総会の承認を得なければならない。

(投票)

第18条 投票は、無記名とし、次の様式を使うものとする。

- |               |       |
|---------------|-------|
| (1) 理事(会長候補)  | 投票様式1 |
| (2) 理事(副会長候補) | 投票様式2 |
| (3) 理事        | 投票様式3 |
| (4) 監事        | 投票様式4 |
| (5) 議長        | 投票様式5 |
| (6) 副議長       | 投票様式6 |
| (7) 裁定委員      | 投票様式7 |
- (開票)

第19条 投票終了後、選挙管理者は直ちに選挙立会人のもとで開票するものとする。

(当選者の確定)

第20条 開票の結果、投票の多数を得た候補者をもって当選人とする。

2 選挙における得票数が同数の場合の当落は、くじをもって決定する。この場合、くじ引き順位を決定する抽選を行うものとする。

3 選挙管理者は、当選人に当該役職の様式5の「当選証」を交付するものとする。

(無投票)

第21条 無投票の場合は第12条第2項に基づき、前条第3項の規定を準用する。

(就任承諾書・辞任)

第22条 第15条及び第17条により役員に当選した者は、様式6の「役員就任承諾書」を提出するものとする。

2 理事・監事及び理事会に参加できる役員の辞任は、様式7により会長に提出するものとする。

(役員等の選任等に関する疑義)

第23条 第2章の役員等の選任等において疑義が生じたときは、第10条により決裁するものとする。

附 則

(施行日)

1 この規則は、平成28年6月16日から施行する。

2 南魚沼郡市医師会役員選挙管理規則及び南魚沼郡市医師会役員選出に関する規程は廃止する。

附 則

1 この規則は、平成29年6月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年11月25日一部改正、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年7月21日一部改正、令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年11月24日一部改正、令和5年4月1日から適用する。

- 1 この規則は、令和5年6月15日一部改正、令和5年4月1日から適用する。

別表 1

## 所得区分表

所得区分 万円以上 ~ 万円未満	会費額 円	付記
0 ~ 300	16,000	1 個人病院、法人病院及び法人診療所に係るA会員については、60,000円とする。ただし、本人から減免の申請があった場合には、理事会で協議し、総会の承認を得て減免することが出来る。
300 ~ 500	28,000	
500 ~ 700	36,000	
700 ~ 900	44,000	
900 ~ 1,100	46,000	
1,100 ~ 1,300	48,000	
1,300 ~ 1,500	50,000	
1,500 ~ 1,700	52,000	
1,700 ~ 1,900	54,000	
1,900 ~ 2,100	56,000	
2,100 ~ 2,500	58,000	
2,500 以上	60,000	
・勤務者：病院長・所長	16,000	
・一般勤務者 ・自宅会員	11,000	

別表 2

半期	1期	2期	3期	4期
入会月	4 ~ 6月	7 ~ 9月	10 ~ 12月	1 ~ 3月
会費	100/100	75/100	50/100	25/100

(様式省略)